

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市観光振興イベント支援
補助の区分	事業補助(イベント・大会補助)
補助の概要	魅力ある観光地域づくりを推進するため、団体等が、観光客の誘致を目的として開催するイベントに要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	佐渡市民が主となり組織するイベント実行委員会、佐渡観光協会、各種協議会
補助対象経費	農林水産物、伝統芸能等の地域の資源を活用し、島外からの観光客の誘致を目的に開催するイベントに要する経費
類似補助の有無	○同種の補助金の統合検討
※類似補助金の統合メニュー化	佐渡市元気な地域づくり支援事業補助金
補助金額(定額、上限、下限等)	上限500万円
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	1/2(市単独)
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
※数値目標の設定検証	事前協議を経て設定した誘客目標数値※参考資料として別紙(H28～29集客目標及び実績)を添付
	○目標に対する費用対効果(計算式)
	生産額131,829万円÷補助金予算額:761万円×100%=173.23倍の費用対効果 ※生産額:佐渡市産業連関表シュミレーションシート(別紙)により算出。直接効果に波及効果を加えたもの。
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成29年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 平成31年度実施事業より、公募を開始。事業実施の前年度10月末日まで、佐渡市ホームページ等で募集を行う(申請は事前協議書の提出による)。 事前協議書には新たに、佐渡観光協会の共催承諾書の添付を必須とする。観光の専門家である観光協会において、特に佐渡観光の発展に寄与すると見込まれる事業のみに共催を承諾する規程を設け、効果の高い事業に絞り込むことを想定。
事業担当 (担当部署)	観光振興課
(電話番号)	0259-67-7944